ストーカー対策の流れ

警察以外の対応	専門の行政機関等を紹介してほしい	ストーカー規制法など	配偶者暴力相談支援センター・ＮＰＯ　等	
警察の対応	刑事手続をとってほしい	刑法その他刑罰法令	被害の届出をする	捜査・検挙 （例）暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉毀損 ストーカー行為罪等
	禁止命令等してほしい	ストーカー規制法	「禁止命令等申出書」を提出する	禁止等命令書の交付 違反した場合 →捜査・検挙 罰則：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
	書面で警告してほしい	ストーカー規制法	「警告申出書」を提出する	警告書の交付
	被害防止の援助を受けたい	ストーカー規制法	「援助申出書」を提出する	援助申出の例 〇被害の防止に関する活動を行っている組織等の紹介をしてほしい 〇ストーカー行為等をした者の氏名等を教えてほしい 〇警告、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面を交付してほしい 〇住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい 〇被害を自ら防止するための措置を教示してほしい 〇被害防止に資する物品の貸出し等をしてほしい 〇110番緊急通報登録システムに登録してほしい 〇被害防止交渉のために必要な事項等の相手方への連絡や警察施設の利用を希望する
	注意、口頭指導等をしてほしい	警察法など		